

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

五木村は、県都である熊本市中心部から車で2時間近く要する九州山地の脊梁地帯に位置し、村の面積の94%を森林が占める。村内にまとまった平地は少なく、川沿いや斜面に集落や耕地が点在する土地柄であり、山林事業を主要な産業としてきた地域である。

外国産木材の輸入、エネルギー構造の転換、災害、川辺川ダム建設等の要因により、人口は昭和30年代をピークに急激に減少し続けており、高齢化率は、県内において最高値で推移している。

村内の中小企業数は減少傾向にあり、若年層を中心に村外に就業先を求める又は転居する傾向が続いており、人手不足・後継者不足の課題に直面している。現状を放置すると、かつてより続く村の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして、商工業振興対策事業等により、村内中小企業者の負担軽減等を講じてきたが、村内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、魅力ある就業先としての企業環境の整備を図る取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、少ない労働力でも成果があがる仕組みづくりを構築し、地域の特性を生かした商品開発・生産、地域の魅力を生かした地域産品の販売促進などにより山村の活性化と定住促進を図っていく。

これを実現するための目標として計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

五木村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が五木村の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

五木村の産業は、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、五木村全域とする。

(2) 対象業種・事業

五木村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が五木村の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、地域の特性を生かした商品開発・生産、地域の魅力を生かした地域製品の販売促進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間いずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。